

山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会規則を公布する。

令和8年6月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 9 号

山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、建設局において行う。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建設局都市整備部市街地整備課）